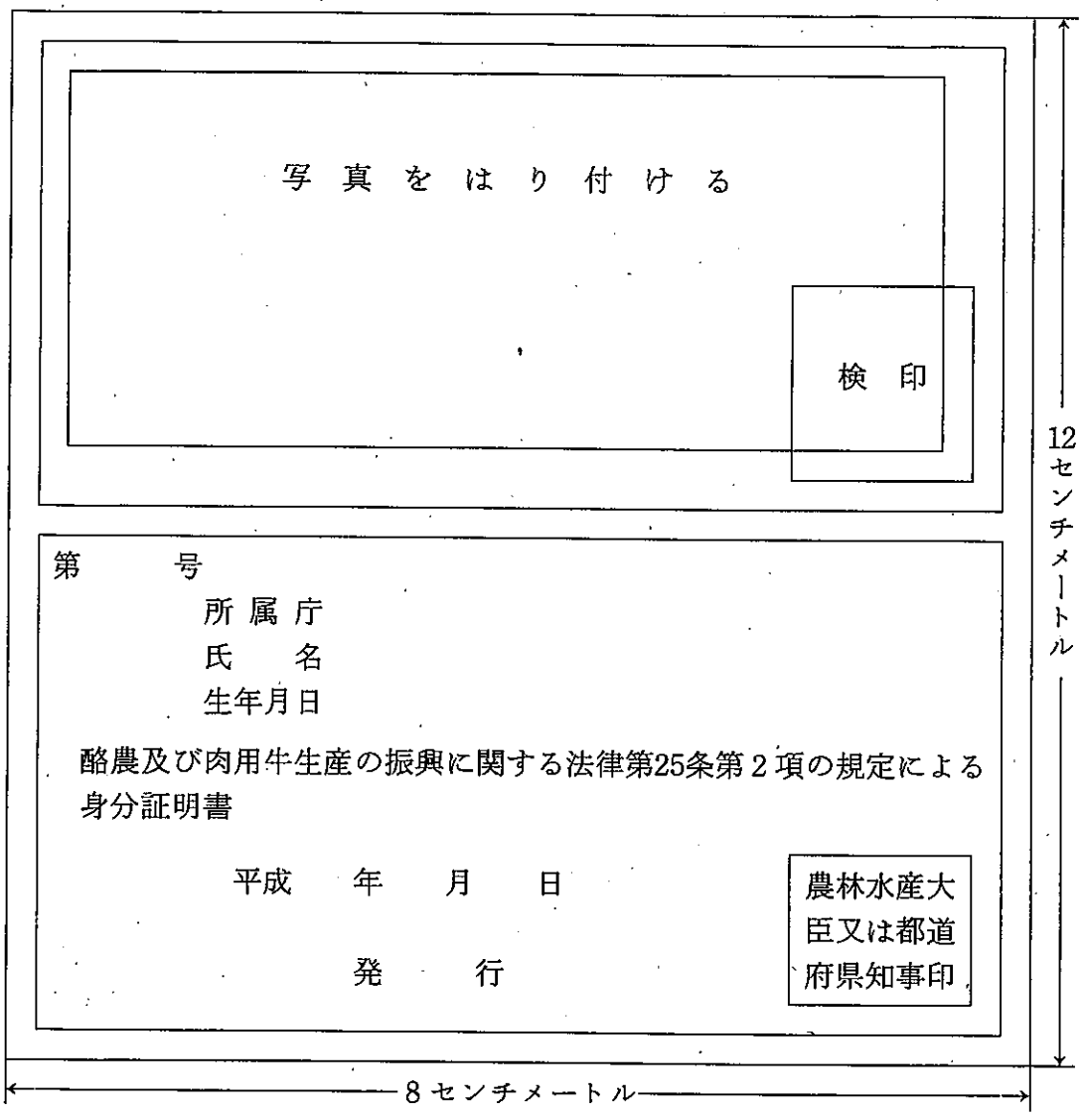
第４号様式（第15条関係）

（表面）



（裏面）

この証明書を携帯する職員は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第25条第１項の規定により立入検査をする職権を有するものである。

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（抄）

（報告及び検査）

第25条　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管又は販売の事業を行う者からその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第28条　第25条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、３万円以下の過料に処する。